

改正職業安定法の対策を  
信頼される求人情報のための企業経営を  
求職者の苦情受付体制を  
求人情報提供ガイドライン・適合メディア宣言を  
求人情報をより良くする人材育成を  
業界動向、行政や法改正の情報を

そんな **WANTS** に  
唯一の **ANSWER**

# 全求協は8つのチカラで社会の信頼に応えています

公益社団法人全国求人情報協会(略称:全求協)は1985年に設立され、「信頼できる求人情報を一人ひとりに」をミッションスローガンに、自主規制による求人広告の適正化と求人メディアの信頼性向上に努めてまいりました。

求人メディアには以下の8つのチカラがあります。

## 1.積極的な雇用開拓

求人メディアに携わる約7万人が年間5600万件の商談を行い、取引の2割が新規10年間で2200万人が求人広告で仕事に就いた

## 2.比較検討の選択肢を提供

年間1400万件超の求人広告で、あらゆる就労形態の情報を提供  
ハローワークの2倍超の情報量と多種多様な検索項目を活用

## 3.就職活動の生産性を向上

学生、現職者、主婦など、ハローワークではカバーできていない層に対して求職プロセスを提示、就職活動に係る時間・労力・コストを効率化

## 4.求職者に有利な労働条件

労働条件の公開により市場原理が働き、底上げが行われる  
商談の6割は応募者層の拡大提案、4割はミスマッチ解消

## 5.求人情報の適正化促進

新規取引企業は1社当たり1時間46分、新規原稿は1本当たり3時間24分をかけて確認、  
営業担当者の年間教育時間数は年間14時間48分

## 6.オープン&フェア

年齢差別に係る可能性のある検索を自主規制、  
障がい者雇用支援キャンペーンを実施し、10年間で730名の雇用に

## 7.産業構造の転換促進

税金を投入することなく産業間の労働力移動を実現

## 8.求職者の支援

就職相談や苦情対応の窓口を設置、求人広告の労働条件相違の8割を占める求人者に  
均等法、年齢制限、労働契約法等を周知、啓発

\*2015年発行 当協会30周年記念誌より

平成30年1月の改正職業安定法の施行を機に、これからの求人メディアは求人情報の適正化をさらに推進していくことが期待されています。全求協では、新しい会員を広くお迎えして、ともに8つの力をおおいに発揮し、労働市場に貢献していく所存です。皆様のご理解をお願い申し上げます。

理事長 鈴木 孝二



## 信頼される求人メディアが生き残る時代です

### 改正職業安定法で求人メディアに初めての努力義務

平成30年1月に施行の改正職業安定法では、初めて求人メディアに対する適正な業務運営の努力義務が課せられることになりました。求人情報の適正化に向けて、経営的課題として取り組み、求職者(読者・ユーザー)からの苦情受付体制の整備を急がなければなりません。

募集情報提供事業に係る規定の整備(改正職業安定法)※厚生労働省HPより

#### 【改正の趣旨】

募集情報等提供事業(求人情報サイトや求人情報誌等)について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針(大臣告示)で定めることとするとともに、指導監督の規定を整備する。

#### 【改正の内容(平成30年1月1日施行)】

##### (1) 募集情報の適正化等に向けて講ずべき措置

- 業務運営の改善向上に向けて必要な措置を講ずる旨の努力義務を新設。
- あわせて、「必要な措置」の具体的な内容を示すための「指針」の根拠規定を整備。

- 指針で定める内容

##### ①業務運営に関する事項

苦情処理体制の整備、個人情報の適正な管理 等

##### ②募集情報の適正化に関する事項

募集情報が実際の労働条件と相違するおそれがある場合、募集主に状況を確認するとともに、相違していることが判明した場合には、情報の変更を依頼するなど適切に対応すること 等

##### (2) 指導監督

- 必要に応じ、指導・助言や報告徴収を行うことができるよう規定を整備。

※上記のほか、募集主・募集受託者について、募集情報等提供事業を行う者の協力を得て、的確表示に努めなければならないものと規定。

### 求人情報提供ガイドラインの設定

厚生労働省は平成28年度から「求人情報提供事業の適正化推進事業」を開始し、その一環として、15名の委員で構成される求人情報適正化推進協議会(会長:阿部正浩中央大学経済学部教授、事務局:全求協)が設置されました。同協議会では、求職者が安心して選べる求人情報の質の向上を目的として、求人情報提供事業者の自主規制が推進されるよう「求人情報提供ガイドライン」を作成し、「求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言制度」を設けました。本ガイドラインの主要な対象は、求人サイトや求人情報誌、折込求人紙といった求人メディアはもちろん、新聞や雑誌等の一般メディアを発行する事業者です。このガイドラインに対応する準備はできていますか。



求人情報提供ガイドライン電子



適合メディア宣言書見本

# 求人情報の適正化を支援します

求職者(読者・ユーザー)の信頼獲得のために

## ①社員教育支援

求人広告取扱資格者試験／営業スタッフのレベルを上げたい、募集・採用に関する法律や知識を学ばせたい、こういった従業員教育をバックアップするのが全求協が行っている求人広告取扱者資格試験です。学習用テキスト(求人広告ハンドブック)を配布し、試験の合格者には資格証を発行しています。

▼資格証(写真なし・あり)2種と学習用テキスト



▼固定残業制などの会員従業員向け啓発資料



会員の従業員向け啓発資料／信頼される求人広告のために、経営トップとしてやるべきことはたくさんあります。掲載基準の作成や掲載すべきでない広告の判断、社内体制の整備、経営トップ自身や営業部門の意識改革など、専門的で多岐にわたる項目を実行していくことが求められます。全求協では、求人広告の適正化を進める際、求人メディアが主体的に活動できるようアドバイスを行っています。

求人広告賞制度／全求協会員の求人メディアが掲載する広告は年間1400万件を超えます。その中から毎回100点を超えるエントリーが集まり、求人広告賞としてふさわしいものを選考し、その広告担当者を表彰しています。自分たちが手がけた求人広告が読者・ユーザーに有益な情報となり、人と企業のマッチングに成功、採用成果に貢献した事例にふれ合うことは、従業員のスキルや意欲の向上に大きな刺激となっています。



▲求人広告賞の選考会の様子と  
▼表彰式

▼厚生労働省より担当者を招いての質疑応答



専門家教育と相互啓発／求人情報の適正化に取り組む専門家の育成と啓発は全求協の重要なテーマの一つです。例えば、審査担当者や苦情受付担当者向け会議における最近の会議では、改正職業安定法・指針への対応、求人広告のモニタリング、営業担当者教育DVDのシナリオ検討、求人者向け啓発冊子のコンテンツ検討、若者雇用促進法(固定残業制等)に関する社員教育の状況、固定残業表記の適正化に向けての取組み(求人者啓発営業ツール、営業担当者向けeラーニング小テストのコンテンツ開発等)、読者・ユーザーからの苦情の傾向と対応、苦情相談対応の事例報告等がテーマとなっています。

メルマガと会員専用HPによる情報提供／会員向けのメルマガとHPによる情報提供を行っています。会員専用HPのコンテンツとしては、「行政処分情報」「会員企業等の調査発表」「労働市場関係ニュース」「求人広告賞受賞事例」「苦情相談対応を行うときの参考資料」「全求協キャリア教育の参考資料」「固定残業表示促進関係資料」「トラブルを防ぐための取材・審査のポイント」等です。

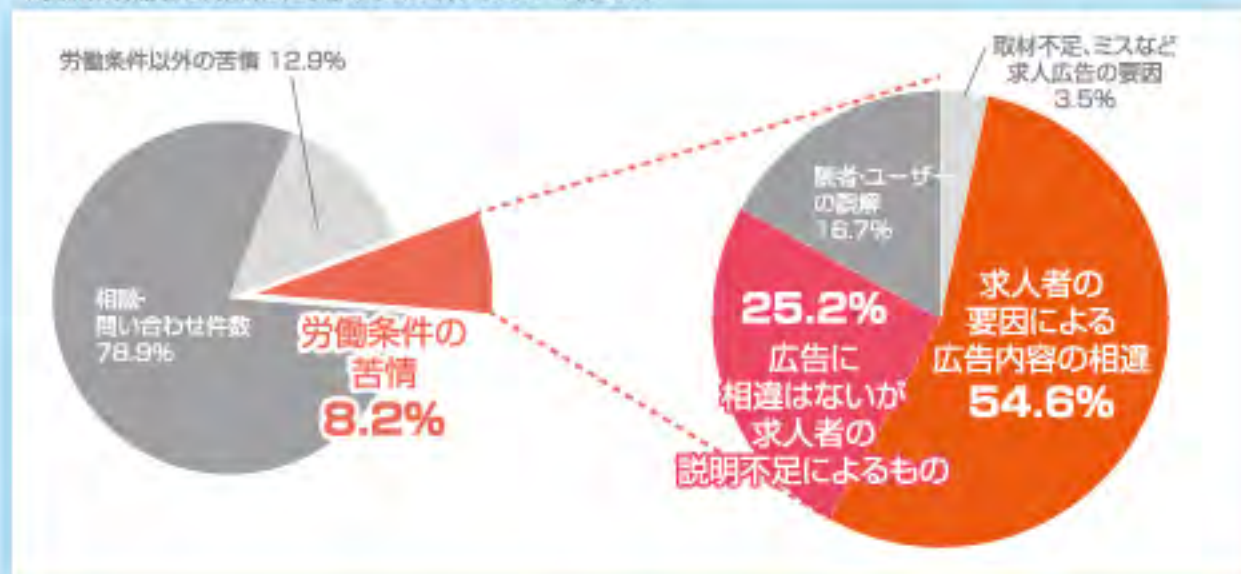


▲全求協HPトップ画面

## ②求人者啓発支援

求人広告の苦情は8割が求人者に起因／信頼できる求人情報の提供には、求人者の啓発が不可欠です。改正職業安定法において、求人者は、虚偽の求人申込みが罰則の対象となり、勧告・公表など指導監督が強化されました。また、新たな労働条件の明示義務の項目が課せられました。

▼求職者の苦情内訳と責任所在(全求協会員10社に対するアンケート調査より)




求人者向け啓発資料／求人企業に対する資料や情報の提供は、営業活動に欠かせません。当協会では、求人・雇用の基礎知識をまとめた小冊子や募集時のワンポイントをまとめたチラシを作成していますので、営業担当者がツールとして求人企業に配布できます。

▼募集採用時の法律やマナーをまとめた冊子、ワンポイントに絞ったチラシ



## 求人メディア事業を支援します

当協会のロゴマークの使用許可／求人情報の適正化に取り組んで30余年。会員に使用が許される全求協のマークは信頼の証です。

 公益社団法人 全国求人情報協会

経営者の学びの場の提供／経営者や経営幹部に様々な学びの場を提供します。経営者による商況に関する意見交換会や経営者同士のオフ会、学識者による講演などの場を提供しています。



▲学識者を招いての講演

### 最近の講演会一覧

2017年12月 磯浩之 様 東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課長補佐	「改正職業安定法について」
2017年11月 鎌田耕一 先生 東洋大学 法学部企業法学科教授	「改正職業安定法は求人メディア事業にどのような影響を与えるか」
2017年9月 大久保幸夫 様 ワークス研究所所長	「働き方改革の進捗と評価」 全国就業実態パネル調査(JPSED)による検証
2017年6月 安藤至大 先生 日本大学総合化学研究所准教授	「激変する労働市場～そのとき人・企業・求人メディアは～」
2017年6月 手倉森一郎 様 厚生労働省 職業安定局需給調整事業課 派遣・請負労働企画官	「改正職業安定法及び指針案のポイント」
2016年6月 阿部正浩 先生 中央大学経済学部教授	「どうなる!同一労働同一賃金法 求人メディアへの影響は?」
2016年12月 渡辺一馬 様 一般社団法人ワカツク代表理事	「東北を担う人材が育つ生態系の構築」
2015年12月 小嶋典明 先生 大阪大学大学院法学研究科教授	「労働市場における規制改革の現状と今後」
2014年6月 阿部正浩 先生 中央大学経済学部教授	「非正規労働の課題と今後の労働政策 ～求人メディアに期待される役割～」
2013年12月 伊藤実 先生 全求協理事 労働政策研究・研修機構 特任研究員	「地域雇用促進の現状と課題」

※所属・役職は講演当時

同業他社との交流機会の提供／総会やセミナー、部会、各種会議を通して、会員ならではの交流をはかり、お互いの社内見学など、情報交流が盛んに行われています。



## 協働による社会貢献活動の支援

1社ではなかなか取り組めない社会貢献活動でも全求協ではパッケージ化することにより、取り組みが容易になっています。たとえば、「障がい者雇用支援キャンペーン」として、会員が毎年7～9月に啓発冊子を配布したり無料求人情報の掲載を実施しています。10年間で800名の就職実績があります。また、「キャリア教育事業」として、小学校3～6年生を対象としたキャリア教育(出前授業とおしごとブックの制作)のノウハウやツールを提供します。従業員の意欲向上にもつながっています。



▲キャリア教育事業(おしごとブック)



▲出前授業の実践マニュアル



▲障がい者雇用支援キャンペーンのツール類

## 労働関連法改正等の情報提供と提言・研究活動

激変する労働市場は関連法令の新設・改正が相次いでいます。最新の動向について情報提供を行うとともに、提言・研究活動にも取り組んでいます。



<p><b>最近の主な法改正と新法</b></p>	<p>職業安定法 労働者派遣法 労働基準法 労働契約法 雇用保険法 高年齢者雇用安定法 個人情報保護法 育児介護休業法 若者雇用促進法等</p>
<p><b>提言活動</b></p>	<p>「募集採用における年齢制限禁止に関する研究会」報告書、学生の就職活動の実態に関する調査、雇用における官公庁の民間委託に関する提言・報告書、有期労働者の人事評価、育成支援に関する調査、若者雇用促進法の周知に関する要望書提出等</p>
<p><b>行政や関連団体との意見交換・連携</b></p>	<p>雇用問題は我が国の最重要テーマの一つです。そのために、職業紹介、人材派遣、業務請負、求人広告などビジネスモデルの枠を超えて、雇用構造の変化や労働市場の新たな要請に対応していく取組みを推進しています。</p>

# 全求協と各関係機関



## 入会案内

求人メディアが行う自主規制活動を多方面からサポートします。  
私たちと一緒に求人広告の適正化をすすめませんか。

### 【正会員】

求人者から委託を受けて、求人情報を自社が運営・発行するインターネット上のウェブサイトや専門誌その他の雑誌、新聞折込、その他の情報媒体を通じて提供する事業者で正会員としての会員資格基準を満たすもの(入会申込後に審査があります)。

### 【賛助会員】

正会員以外で賛助会員としての会員資格基準を満たすもの(入会申込後に審査があります)。

### 【入会に関するお問い合わせ】

全求協へのご入会をお考えの方は、会社名、部署・役職・氏名、郵便番号、住所、電話番号、入会に関する資料送付希望と明記のうえ下記までご送信下さい。協会の活動や印刷物など、詳しい資料をお送りします。

### 【年会費】

<b>正会員</b>	求人広告の売上高に依り変動します 売上3億円未満……………10万円 売上3億～5億円未満……………30万円 売上5億～10億円未満……………50万円 <small>※10億円以上の場合はお問い合わせください</small> ▶入会時に入会金として……10万円
<b>賛助会員</b>	6万円

※年度途中の入会の場合、会費は月割りになります

公益社団法人 **全国求人情報協会** 入会担当事務局 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-9 雄山閣ビル3F  
Mail▶webmaster@zenkyukyo.or.jp TEL▶03-3288-0881 FAX▶03-3288-0850